

北海道商工会連合会が実施する 新型コロナウイルス関連 「法律相談事業」

相談料無料

北海道商工会連合会では、商工会の会員企業が新型コロナウイルス感染拡大の影響によって生じた経営上の悩みことや困りごとに対応するため、法律相談事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「従業員の労務上の対策」や「賃貸借契約に基づく悩み」などがございましたら、早急なご相談をお勧めいたします。



【事業の実施期間】 令和3年5月1日～令和4年3月31日

【相談料】 原則無料です。 何回でもご相談ください。

【相談までの流れ】

- ① まずは商工会にご相談ください。
- ② 商工会で「法律相談申込書」に相談内容（経緯と質問等）をご記入ください。
- ③ ご記入いただいた「法律相談申込書」は、商工会北海道商工会連合会を經由して、札幌総合法律事務所へEメール進達いたします。
- ④ 札幌総合法律事務所の弁護士から、相談内容に応じた法的アドバイスをいただきます。

※相談申込から弁護士のアドバイスは、感染予防のためソーシャルディスタンスを保つ取組みの一環として、Eメールでのやりとりや、オンラインで実施いたします。

【お問い合わせ】

- ・ 「北海道商工会連合会」 組織経営支援部（企業支援課：Tel011-251-0102）
- ・ 「平取町商工会」（Tel 01457-2-2329） へご連絡ください。